

ID: 11

担当部署: 企画総務部 総務課

処分の概要	公開の決定
例規名 根拠条項	長門市情報公開条例 第8条第1項
例規番号	平成17年条例第12号

【根拠条文】

(公開の決定等)

- 第8条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から起算して10日以内に当該請求に係る公文書を公開するか否かの決定(第11条の規定による公文書の公開(以下「公文書の部分公開」という。))に係る決定を含む。)をしなければならない。
- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、請求のあった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該延長の理由及び期間を当該請求書を提出したもの(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに当該決定の内容を請求者に書面により通知しなければならない。ただし、前条の請求があった場合において、直ちに公文書の公開を決定したときは、当該決定の通知を口頭により実施することができる。
- 4 実施機関が公文書の公開をしない旨の決定(公文書の部分公開に係る決定を含む。)をしたときは、その理由を付記して通知しなければならない。この場合において、期間の経過により、当該公文書の公開をしない旨の決定をした理由がなくなることが明らかであるときは、その時期を併せて付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。
- 6 実施機関は、前項の規定により意見を聴取した第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表明した場合において、公開をする旨の決定を行うときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに反対の意思を表明した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

【基準】

根拠条文、第6条及び第10条から第12条までの規定による。

(公文書の公開の請求)

第6条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開をしないことができる公文書)

第10条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の公開をしないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより公開することができないと認められる情報又はその指示に従うものとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の定めるところにより何人でも閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの
 - エ 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職又は氏名であって、

当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの(公開することにより、当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれのあるものを除く。)

オ 本人から公開の申出があり、かつ、公開をしても一般的に支障がないと実施機関が判断したとき(当該公文書の本人以外のものに関する情報が記録されている部分を除く。)

(3) 法人(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人に不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から、人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

(4) 市の機関又は国若しくは地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)の機関の事務又は事業に係る意思形成過程において行われる市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関等との間における審議、検討、調査、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う検査、試験、入札、争訟、交渉、渉外、人事その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の実施を困難にするおそれがあるもの

(6) 市の機関と市の機関以外のものとの間における協議、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市の機関と関係当事者との協力又は信頼関係が損なわれると認められるもの

(7) 実施機関(市長を除く。)、市の執行機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る情報であって、当該合議制機関等の議事運営に関する規程若しくは議決によりその全部若しくは一部について公開しない旨を定めているもの又は公開することにより当該合議制機関等の公正若しくは円滑な議事運営が損なわれると認められるもの

(8) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報

(公文書の部分公開)

第11条 実施機関は、公開の請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の公開をしなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第12条 公開の請求に対し、当該公開の請求に係る公文書の存在を明らかにすることにより、第10条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存在を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

標準処理期間	請求のあった日から起算して10日以内(第8条第1項)		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日